



整理番号 C

労働保険料等納付の猶予申請書 (継続事業(一括有期事業を含む。)用)



労働局長 殿

既に行っている猶予申請については、本猶予申請が許可された場合には取り下げます。また、既に猶予を受けている場合は、本猶予が許可された場合には取り消されることに同意します。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条により読み替えて適用する国税通則法第46条第1項の規定により、以下のとおり労働保険料等納付の猶予を申請します。

1 申請者名等 (以下の項目について、ご記入をお願いします。)										
申請者	住所	電話番号 () 携帯電話 ()				申請年月日	令和 年 月 日			
	事業所名					※労働局整理欄	通信日付印			
	代表者職氏名	印					申請書番号			
	労働保険番号					処理年月日				
	法人番号									
納付すべき労働保険料等	年度	期	納期限	労働保険料等の額	猶予を希望する額	備考	新型コロナウイルスの影響	<input type="checkbox"/> イベント等の自粛で収入が減少		
		期	・	円	円			<input type="checkbox"/> 外出自粛要請で収入が減少		
		期	・					<input type="checkbox"/> 入国制限で収入が減少		
		期	・					<input type="checkbox"/> その他の理由で収入が減少		
	合計			①	②					
猶予期間(全期又は第1期)	納付すべき労働保険料等の納期限の翌日から 令和 年 月 日まで 月間									
猶予期間(第2期)	納付すべき労働保険料等の納期限の翌日から 令和 年 月 日まで 月間									
猶予期間(第3期)	納付すべき労働保険料等の納期限の翌日から 令和 年 月 日まで 月間									

2 猶予額の計算(書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。)

(注)会計ソフト等で作成した試算表などで代用いただいても構いません。

(1) 収入及び支出の状況等

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

項目	令和 年(当年)			前年同月			収入減少率
	月	月	月	月	月	月	
収入	売上						1-(③÷⑥)
	小計	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	仕入						
支出	販売費/一般管理費						1-(④÷⑦)
	借入金返済						1-(⑤÷⑧)
	生活費(※)						のうち最大のものを記載
	小計	⑨	⑩	⑪			⑫

※ 減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。
※ 申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

労働保険事務組合/社会保険労務士	名称 所在地	代表者氏名	印
------------------	-----------	-------	---

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫×6(6か月分))	円	+	今後6か月間に予定されて いる臨時支出等の額	円		
				=	当面の支出 見込額(⑬)	円

(3) 現金・預貯金残高

	金額		金額	現金・預貯金の 合計(⑭)	円
現金	円	預貯金	円		

(4) 納付可能金額

⑭ (現金・預貯金残高)	-	⑬ (当面の支出見込額)	納付可能金額(⑮)	円 (マイナスの場合は0)
	=			

(5) 猶予を受けようとする金額

①+②) 納付すべき労働保険料等	円	-	⑮) 納付可能金額	円	=	猶予額	円
------------------	---	---	-----------	---	---	-----	---

3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せてする場合は、チェックしてください。)

- この申請が許可されなかった場合は、換価の猶予(国税徴収法第151条の2第1項)を申請します(※)。
※ 例えば、収入の減少率が低いときは、この申請は許可されませんが、他の制度(換価の猶予)により猶予が受けられる場合があります。併せて申請しておくことにより、申請の日から延滞金が軽減されます。(審査に当たり、後日、職員が状況などを確認させていただくことがあるため、ご協力をお願いします。)

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与(確定申告を行う必要があるもの)についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

- ・ 申請していただいた内容は都道府県労働局で審査します。
猶予を許可する場合には、通知書でお知らせします。
- ・ 審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。

不明な点がございましたら、所轄の労働局(労働保険徴収課(室))にお気軽にご相談ください。

【労働保険料等納付の猶予申請書の記載方法】

- 申請・審査に当たり、収入が確認できる書類（売上帳や現金出納帳、預金通帳のコピーなど）の提出が必要となりますが、準備に時間がかかる場合など、提出が困難なときは、口頭によりお伺いします。
- 最近、国税、地方税及び厚生年金保険料等の納付猶予の特例を受けた場合は、当該猶予許可通知書（最近2か月程度のもの）及び当該猶予申請書の写しを提出いただくと申請書「2 猶予額の計算」欄の記載は省略できるとともに必要書類の提出も不要です。

(表面)

取封印

労働保険料等納付の猶予申請書
(継続事業(一括有期事業を含む。)用)

労働局長 殿

既に行っている猶予申請については、本猶予申請が許可された場合には取り下げます。また、に猶予を受けている場合は、本猶予が許可された場合には取り消されることに同意します。

整理番号 C

特

申請は、原則として、猶予を受けたい労働保険料等の納期限までとなります（法施行日から2月間は遡って申請できます。）。

収入が減少した理由にチェックしてください。その他の理由の場合は簡記してください。

猶予期間は納期限から1年間です。特段の事情がない場合は、1年後の日を記載してください。

お手持ちの帳簿等から記載してください。

社会保険労務士、労働保険事務組合が作成する場合は記載してください。

1 申請者名等 (以下の項目について、ご記入をお願いします。)

住所 東京都千代田区霞が関1-2-2
 申請年月日 令和2年6月1日
 事業所名 労働商事
 代表者 氏名 労働太郎
 労働保険番号
 法人番号

納付すべき労働保険料等
 年度 期 納期限 労働保険料等の額 猶予を希望する額 備考
 令2 全 2・7・10 587,094
 特例猶予は納期限が令和2年2月1日から令和3年1月31日までの国税が対象です。

2 猶予額の計算 (書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしなから記載します。)
 (注)会計ソフト等で作成した試算表などで代用いただいても構いません。

(1) 収入及び支出の状況等
 書き方の詳細は裏面をご覧ください。
 令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

項目	令和2年(当年)			前年同月			収入減少率
	2月	3月	5月	2月	3月	5月	
収入	売上	1,800,000	1,500,000	1,500,000	2,000,000	2,500,000	1,500,000
	小計	1,800,000	1,500,000	1,500,000	2,000,000	2,500,000	1,500,000
	仕入	1,000,000	800,000	800,000	1,200,000	1,300,000	800,000
支出	販売費/一般管理費	150,000	100,000	100,000	150,000	200,000	100,000
	借入金返済	200,000	200,000	200,000	250,000	250,000	250,000
	生活費(※)	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
小計	1,600,000	1,350,000	1,350,000	1,850,000	2,000,000	1,400,000	40%

※ 減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは申請者が法人の場合は、生活費に「支出」に該当します。

月別の売上が不明な場合は、年間の売上を月数で割り返した平均値を利用しても構いません。

様式第9号 (第21条、第23条、第33条関係) (甲) (1) (表面)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
 石綿肺病補償費 一般拠出金
 継続事業 (一括有期事業を含む。)

提出用
 令和2年6月10日
 市 〇〇市〇〇〇
 労働局 ua39uuy

納付すべき労働保険料等の納期限の翌日から令和3年7月9日まで 12月間

納付すべき労働保険料等の納期限の翌日から令和 年 月 日まで 月間

納付すべき労働保険料等の納期限の翌日から令和 年 月 日まで 月間

区分	令和2年1月1日から令和2年2月31日まで	令和2年2月31日から令和2年3月31日まで
労働保険料	587094	587094
労災保険分	56765	170295
雇用保険分	54151	170295
厚生年金	7840	70560
国民年金	46311	416799
一般拠出金	56765	1135
合計	46311	416799

(裏面)

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫ × 6 (6か月分))	8,600,000 円	+	今後6か月間に予定されている臨時支出等の額	300,000 円
		=	当面の支出見込額(⑬)	8,900,000 円

今後想定される臨時的な支出額を記載してください。確定していない場合は概算で構いません。

(3) 現金・預貯金残高

金額		金額		現金・預貯金の合計(⑭)	
現金	100,000 円	預貯金	1,000,000 円	現金・預貯金の合計	1,100,000 円

通帳や帳簿等を参考に、現在お持ちの現金・預貯金の額を記載してください。
なお、今後回収見込みの売掛金や貸付金などを考慮する必要はありません。

(4) 納付可能金額

⑭ (現金・預貯金残高) - ⑬ (当面の支出見込額) = 納付可能金額(⑮) 0 円
(マイナスの場合は0)

納付可能金額が算出された場合には、納期限までに納付していただく必要があります(困難な場合は担当職員にご相談ください。)

(5) 猶予を受けようとする金額

①+②) 納付すべき労働保険料等	587,094 円	-	⑮) 納付可能金額	0 円	=	猶予額	587,094 円
------------------	-----------	---	-----------	-----	---	-----	-----------

3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せてする場合は、チェックしてください。)

この申請が許可されなかった場合は、換価の猶予(国税徴収法第151条の2第1項)を申請します。
※ 例えば、収入の減少率が低いときは、この申請は許可されませんが、他の制度(換価の猶予)により猶予が受けられる場合があります。併せて申請しておくことにより、申請の日から延滞金が軽減されます。(審査に当たり、後日、職員が状況などを確認させていただくことがあるため、ご協力をお願いします。)

チェックがあると、特例猶予が不許可となった場合でも、申請日に換価の猶予申請がされたものとして審査を行いますので、チェックをしてください。

「収入及び支出の記載方法」

お手持ちの帳簿や試算表から最近の収支状況を記載します。

項目	令和2年(当年)		
	2月	3月	5月
② 収入			
売上	1,800,000	1,500,000	1,500,000
小計	③ 1,800,000	④ 1,500,000	⑤ 1,500,000
③ 支出			
仕入	1,000,000	800,000	800,000
販売費/一般管理費	150,000	100,000	100,000
借入金返済	200,000	200,000	200,000
④ 生活費(※)	250,000	250,000	250,000
小計	⑥ 1,600,000	⑦ 1,350,000	⑧ 1,350,000

- 令和2年2月以降で、前年同月と比べて収入が減少している月を1月以上記載します。連続した月でなくても構いません。
- 収入には、事業収入のほか、給与収入など定期的なものを含みますが、譲渡所得などの一時的な収入は含みません。
- 支出には、その月において実際に支払った(支払が予定される)費用を記載します。減価償却費など実際に支払われない費用は含みません。
- 個人事業者の方は、事業の支出以外に個人的な生活費も記載します(法人の場合は生活費は支出に該当しないので記載しません。)

税、地方税、厚生年金保険料等の猶予申請書・猶予許可通知書のコピーを添付する場合の記載

2 猶予額の計算(書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。)

(注)会計ソフト等で作成した試算表などで代用いただいても構いません。

(1) 収入及び支出の状況等 別紙国税の許可通知書等のとおり

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください

項目	令和2年(当年)			前年同月			収入減少率
	2月	3月	5月	2月	3月	5月	
収入							
売上	1,800,000	1,500,000	1,500,000	2,000,000	2,500,000	1,500,000	1 - (④ ÷ ③) 1 - (⑦ ÷ ⑤) 1 - (⑧ ÷ ⑥) のうち最大のものを記載
小計	③ 1,800,000	④ 1,500,000	⑤ 1,500,000	⑥ 2,000,000	⑦ 2,500,000	⑧ 1,500,000	40 %
支出							
仕入	1,000,000	800,000	800,000	1,200,000	1,300,000	800,000	支出平均額 (⑨ + ⑩ + ⑪) ÷ 記入月数
販売費/一般管理費	150,000	100,000	100,000	150,000	200,000	100,000	
借入金返済	200,000	200,000	200,000	250,000	250,000	250,000	⑨ + ⑩ + ⑪ ÷ 記入月数
生活費(※)	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	
小計	⑨ 1,600,000	⑩ 1,350,000	⑪ 1,350,000	⑫ 1,850,000	⑬ 2,000,000	⑭ 1,400,000	⑯ 1,433,333 円

※ 減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。
※ 申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

猶予制度に関してご質問等がありましたら、下記URLをご参照いただくか、最寄りの都道府県労働局労働保険徴収課(室)にお問い合わせください。
URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10647.html